

第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略（素案）に対する パブリックコメントの実施結果について

1 実施概要

- (1) 募集期間 令和6年12月20日（金）～令和7年1月20日（月）
- (2) 募集方法 持参、郵送、ファクス、市ホームページの簡易電子申込
- (3) 閲覧場所 市ホームページ、みらい創生室、行政資料コーナー、各支所、各市立公民館、コミュニティセンター

2 実施結果

- (1) 意見者数 個人：17人 団体：2団体
- (2) 意見件数 35件
 - ・郵送：0件
 - ・ファクス：17件
 - ・簡易電子申込：14件
 - ・直接持参：4件
- (3) 意見内容内訳 素案に対するもの：11件
(参考) 取組・事業一覧に対するもの：24件

3 提出意見に対する市の対応

別紙のとおり

第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略(素案)に対するご意見の要旨と市の対応一覧

No.	ページ	意見項目	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
1	-	名称について	総合戦略の名称を、変更すべきと考えます。例えば、「高槻市デジタル田園都市構想総合戦略」「高槻市デジタル田園都市国家構想の実現に向けたまち・ひと・しごと創生総合戦略」など。	本総合戦略は第1期及び第2期総合戦略に掲げた方向性を継承・発展させていくこととしています。また、「デジタルの活用」は本総合戦略の目的ではなく、取組を推進するための手段と考えていることから、基本方針において「デジタルの力を活用し、取組の充実を図ります。」としています。以上の考え方から、本総合戦略の名称は「第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略」としています。	原案どおり
2	-		今回、第2期まち・ひと・しごと…総合戦略(素案)にあった項目をはずし、取組・事業一覧を別立てにされたのはなぜでしょうか。素案だけを見るとパブコメの対象にはならないのですが…。	第3期総合戦略(素案)は、国の地方創生に係る支援措置を幅広い分野で活用できるよう、本市の行政施策を網羅する記載としています。また、個別の取組・事業は「(参考)取組・事業一覧」としてまとめています。	原案どおり
3	-	「第3期高槻市総合戦略」の構成等について	概要に「施設一体型を含む義務教育学校の設置に向けた検討を進めます。」とあります。このような、子どもたちに大きな影響を与える重要なテーマが、素案の中に取り上げられないのはなぜでしょうか。実施までに数年かかる事案だとしても、毎回市民の意見を聞くべきだと思いますし、市民が考え意見表明しやすい形の素案にするべきではないでしょうか。	第3期総合戦略(素案)は、国の地方創生に係る支援措置を幅広い分野で活用できるよう、本市の行政施策を網羅する記載としています。また、「(参考)取組・事業一覧」に記載している個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有いたします。	原案どおり
4	8	年齢階級別純移動数について	意見ではありませんが、 (表示) (訂正) 平成7年→12年 7→11 平成12年→17年 12→16 平成17年→22年 17→21 平成22年→27年 22→26 平成27年→令和2年 27→令和1 5年毎だと右図になります。	当該グラフは、国勢調査等の結果を元にして作成しており、移動の始点と終点はともに国勢調査年となります。国勢調査は5年ごとに行われますので、記載については原案のとおりとなります。	原案どおり
5	16		「計画期間」を、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの3年間とした理由を記載して下さい。例えば、計画期間の終わりは、国の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」の期間(2023～2027年度)に合わせました。	本総合戦略においては、第1期及び第2期と同様に、策定時点における国の総合戦略の計画終期と合わせ、計画期間を設定しています。ご意見を踏まえ、P16の計画期間について、「国の『デジタル田園都市国家構想総合戦略』の終了年度と合わせ、令和7(2025)年度から令和9(2027)年度までの3年間とします。」に修正します。	一部修正
6	16	「第3期高槻市総合戦略」の考え方について	総合戦略の立案・審査・承認のプロセスなど、「策定体制」を記載して下さい。策定体制を示すことは、行政の手順の透明化からも必要です。	総合戦略(素案)は、素案のP16に記載している「推進体制」と同じく、庁内に設置している「高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略推進委員会」と外部有識者等で構成される「高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略審議会」の意見等を踏まえ、策定しており、審議会の議事録は、市の行政資料コーナーや市ホームページで公開しています。	原案どおり
7	17		6分野で、29の施策が記載されていますが、第2期の施策は、もっと具体的に記載されていたと思います。再考していただきたい。	本総合戦略は、第6次総合計画と整合を図りながら、引き続き地方創生の取組を進めることとしていることから、総合計画の施策体系に対応した6分野29の施策を素案に掲載し、個別の取組・事業は、「(参考)取組・事業一覧」としてまとめています。	原案どおり
8	18	都市機能が充実し、良好な環境が形成されるまちについて	緑豊かでうるおいのある自然環境…とありますが、赤大路小学校エリアでは街路樹がドンドン伐採されています。理由として1人、車の通行に危険2電線切れ3維持費がかさむ等掲げています。市民が緑を感じるのは山、公園はもちろん街路樹も多です。特に酷暑の夏場は陰を選んで歩く人も多い。剪定作業も時期を後ろ倒しにして欲しい位です。落ち葉となって片付ける手間が増加するとは思いますが。	いただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり

9	18	安全・安心な水道水について	<p>東南海地震では高槻市はJR京都線まで水没すると言っています。水源として淀川が70%を占めているので高槻市の余力は30%となり動きがとれなくなります。そこで昨年完成した安威川ダムを貯水池として加えたらいかがでしょうか。茨木市は勿論、吹田市、摂津市等周辺の市で協力すれば良いと思います。このダムも、工業用水・農業用水を期待して造ったが結果として観光、憩いの場としか活用されない状態ですから、無理な事ではありません。</p>	<p>いただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>
10	19	魅力にあふれ、にぎわいと活力のある市民生活が充実したまちについて	<p>市民のコミュニティ活動の中心は自治会、協議会(連合会)です。加入率が何%か知りませんが自治会が無い地区、あっても協議会にまかせきりの地区が多く、これでは市民のまとまりがとれません。特に若い人が関心(参加)が少ない。日常の仕事に追われている方もいると思いますが、この層の加入増加が大切です。公報、City、市民会議の街頭勧誘等で進めています。我々の地区(赤小校区)はマンションが多く、その加入率は20~30%程度です。建設条件に自治会結成、協議会加入を加えてください。以前あったが、個人情報保護法?をキッカケに中止したと聞いています。利用次第で運用できると思います。</p>	<p>いただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>
11	20	災害に強く強靱なまちづくりについて	<p>緊急避難所についての記述が見当たりません。現在は小中高等学校、公民館、コミュニティセンターが指定されていますが、(一部の)マンションを加えたらいかがでしょうか?理由として、堅固なマンションが増加しているし、集会所等の空きスペースがある。一方、上記の指定場所だけでは大規模災害時には収容力が不足する。もちろん通常の災害時はマンション住民は自宅避難とする。</p>	<p>いただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。</p>	<p>原案どおり</p>

第3期高槻市まち・ひと・しごと創生総合戦略「(参考)取組・事業一覧」に対するご意見の要旨と市の対応一覧

No.	分野	取組・事業	意見の要旨	市の考え方及び対応	対応結果
12	分野2-1 子育て環境が整ったまち	【3】民間学童保育室の設置推進について	学童保育室の待機児童を解消するための方策として、民間法人等に対する補助を行うとありますが、民間法人を軸にした計画ではなく、市が責任を持って公立学童の設置等を進めてください。また、既存の民間学童については、研修も含めて質保証のシステムを構築してください。	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。 なお、学童保育事業については、「第三次高槻市子ども・子育て支援事業計画」の策定に当たり、令和6年12月20日から令和7年1月20日の間に寄せられたご意見に対し、以下の通りお示しています。	原案どおり
13			参考資料として添付されていた「取組・事業一覧」のうち、「【3】民間学童保育室の設置促進」について、方針の撤回を求めます。 「学童保育室の待機児童を解消するため、学童保育事業を実施する民間法人等に対する補助を行います。」と書かれていますが、待機児童を解消するためには、在籍する学校の近くに公立の学童保育を新設するのが最も合理的な解決法だと考えます。なぜ、公立の学童保育を新設する計画を検討せずに、民間法人に補助を行うのでしょうか。明確な理由をお聞かせください。		『市立小学校敷地内にある市立学童保育室については、市全体としての児童数は減少しているものの、学童保育へのニーズは増加傾向にあり、保育室定員40名のところ待機児童対策として、臨時定員を設定して最大60名まで受入を行うなど受入枠を拡大していますが、小学校の35人学級の実施や支援学級数の増加などにより余裕教室等の確保が困難で、保育室の新たな増室は難しい状況の中、待機児童の解消や高学年児童の受入れ等に対応するために、高槻市子ども・子育て会議からいただいた答申を踏まえて策定した「学童保育のあり方等に関する基本方針」に基づき、民間学童保育室の設置促進に取り組んでおり、本計画もこの方針に沿って策定をするものです。』
14	分野2-2 教育環境が整ったまち	【1】中学校家庭学習支援事業について	中学校家庭学習支援事業(学びup↑講座)の予算を、高槻市のすべての児童生徒に還元するために、30人以下学級などに活用してください。	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案どおり
15			「学びアップ講座」について、なぜ民間企業に委託するのか、合理的な理由を説明してください。また、この取組の評価指標は妥当なものになっていませんので再考してください。		原案どおり
16	分野2-2 教育環境が整ったまち	【2】小中一貫教育の推進について	小中一貫教育推進のための、義務教育学校の設置に向けた検討に反対します。すぐに中止してください。	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有いたします。 なお、義務教育学校については、現在学校教育審議会において審議されており、審議会の議事録は市ホームページで公開されています。	原案どおり
17			「施設一体型を含む義務教育学校の設置に向けた検討」の中止を求めます。		原案どおり
18			小中一貫教育を推進するために、小・中学校を廃止して義務教育学校を設置することに反対します。児童と生徒では成長・発達が大きく違うからです。義務教育学校のために、学校の統廃合をすすめることを、子ども生徒や保護者、地域住民に知らせず、また、教職員にも働き方が変わることを知らせないまま、実行されることは、あってはならないことです。義務教育学校設置ありきの検討は中止してください。		原案どおり
19			小中一貫教育がよいかどうか、いろいろ意見があると思います。ましてや小中を廃止して、義務教育学校にするという話があるとか。全然市民には広く知らされていないと思うので、知らされないまま決められてしまうことには反対です。		原案どおり

20	分野2-2 教育環境 が整ったま ち	【2】小中一貫教育の推進に ついて	小中一貫教育を推進するために、小中学校を廃止して義務教育学校を設置することに反対します。今まで行われていた小中の教育の変更を住民に広く知らせることなく、審議会の話し合いが進められていることに不安を感じています。義務教育学校の設置については、検討の中止を要求します。	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有いたします。 なお、義務教育学校については、現在学校教育審議会において審議されており、審議会の議事録は市ホームページで公開されています。	原案 どおり
21			小中学校の連携は大切だと思いますが、今の学校でも、6年生は最高学年としての自覚をもつなど、メリットがあると思います。それをくずして一体化することは、子どもたちにどんな影響があるのでしょうか。充分な検証や説明もなく進められるのは反対です。		原案 どおり
22			義務教育学校は特に小学校と中学校の統合であり、特に小学校にとっては校区が広くなり、通学の危険が伴うことも出てきます。また、小学校と中学校では、授業時間も違うしチャイムをどの様にするのかなど細かい問題が、出てきます。これらはほんの入り口で、様々な問題が出てくると思います。また何より、学校の統廃合は子どもたちと保護者が一番先に知らされて、考えていく問題ではないでしょうか？この様に取り組み事業計画の中にだけ書かれているのは、納得がいきません。誰が見てもわかりやすい、具体的な方針を提示して、広く市民に意見を聞くことが大事ではないでしょうか。学校が変わることは、子どもや保護者にとって大変なことです。決して軽く扱わないでください。		原案 どおり
23			「義務教育学校」には反対です。どう考えても子どもたちの為になるとは思えません。11月に答申する前に審議会の内容、また広報、全小中学校を義務教育学校にすることをもっと市民、教師、子どもたちに広く知らせてほしい。		原案 どおり
24			施設一体型を含む義務教育学校の設置に向けた検討を進めるとは具体的にどういうことでしょうか。今の6・3制の義務教育とは違うのでしょうか。もし、そうであれば、父兄・子ども・生徒たちに検討していることを(もちろん教師へも)広く知らせ、市全体で考えていくことが必要ではないでしょうか。ホームページで関心のある者がみて、それで市民の意見を聞いたことにする。お役所仕事で、おかしいです。各学校の教職員・親・児童・生徒にこのことを知らせる努力を！上だけで決めないで下さい。		原案 どおり
25			審議会での情報を市民に知らせて下さい。一貫教育は年齢差、体格差がありすぎて教育の場には有益な事が見いだせないと思います。討議の詳細を知らせて下さい。		原案 どおり
26			小中一貫教育の推進について施設一体型を含む義務教育学校の設置に向けた検討をやめてください。		原案 どおり
27			参考資料として添付されていた「取組・事業 一覧」のうち、「【2】小中一貫教育の推進」について、方針の撤回を求めます。 ぜひとも施設一体型の小中一貫校を設置すべきだということであれば、客観的なデータに基づき、その理由を説明してください。		原案 どおり
28	全市での小中一貫教育を推進し、施設一体型を含む義務教育学校の設置の方針に反対します。またそれに向けた検討会議の開催は一旦中止してください。	原案 どおり			

29	分野2-2 教育環境 が整ったま ち	【2】小中一貫教育の推進について	義務教育学校の審議をやめて下さい。義務教育学校の設置には反対です。教員の配置に不足がない様に！不登校の児童生徒の原因は？	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有いたします。 なお、義務教育学校については、現在学校教育審議会において審議されており、審議会の議事録は市ホームページで公開されています。	原案 どおり
30			連携型小中一貫教育の市としての評価をもっと具体的に示してください。小中一貫教育をさらに推進する対策として義務教育学校になることがわかりません。しかも、はじめから市全体として進めることにも納得がいきません。拙速過ぎると思いますが、何か他に理由があるのでしょうか？学校現場や子ども達、保護者の方々も聞いていない、知らされていないとのこと。決定されてからの説明会では納得いきません。当事者の子ども達、関連する人達が十分に話し合い理解した上で、結論を出して下さい。重大な決定事項になると思います。慎重に話しあってください。審議会での傍聴も席を増やしてください。学校でみんなと学べる事が楽しいと思える学校づくりを願います。子ども達の笑顔が大人にとっての幸せです。		原案 どおり
31			義務教育学校の審議会のメンバーに多くの教員や地域のたち、保護者が含まれておらず何も知らされないまま進められようとしています。もっと多くの人で審議し、幅広くその情報を市民や子どもたちに伝えて下さい。		原案 どおり
32			義務教育学校設置(現小・中学校廃止)に反対です。同一敷地内の場合、6才から15才の子ども達が同一運動場を使うことを想像すると、危険すら感じます。別敷地の場合は、教職員の多忙さが、今以上になります。大半の学校が1000人以上、2000人に近づく学校もできます。たったひとりの校長で、大規模な学校で、ゆき届いた教育になるのでしょうか。施設をよくするのでしたら、今の小中学校のままでもできることだと思います。		原案 どおり
33			【3】ICTを活用した教育の推進		タブレット端末の使用方法については、教育効果の検証を十分にを行い、慎重に活用してください。
34	国が掲げる「GIGAスクール構想」第2期に盲目的に従うのではなく、ICT活用による子どもへの悪影響に関する学術研究結果や諸外国の動向を踏まえて、ICT活用の積極的な推進に対して懐疑的に、慎重に検討してください。	個別の取組に対していただいたご意見については、関係部局間で共有し、今後の参考とさせていただきます。	原案 どおり		
35	参考資料として添付されていた「取組・事業 一覧」のうち、「【3】ICTを活用した教育の推進」について、方針の撤回を求めます。 こどもがICT機器を通してインターネットを利用することは、こどもの最善の利益につながるものではありません。むしろ、こどもの間は、できるだけインターネットに接する機会を減らし、外で・リアルで・他人と接する教育を推進することこそが、こどもの最善の利益となることが、さまざまな研究から示されています。		原案 どおり		